

業務継続に向けた取組の強化等 （地域包括ケアシステムの深化・推進）

1. 業務継続に向けた取組の強化等の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 業務継続に向けた取組の強化等の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

非常災害対策の基準省令における位置づけ

該当サービス	施設サービス	通所系・居住系サービス 【主なサービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護】	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	訪問系サービス 居宅介護支援等
義務	<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害に関する具体的計画の策定 ○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知 ○定期的な避難等訓練 			—
努力義務	○訓練の実施に当たって地域住民との連携			
(参考) 基準省令の 規定の例	<p>第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>			—
(参考) 解釈通知の例	<p>29 非常災害対策</p> <p>(1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(3) 同条第2項は、介護老人福祉施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>			

災害時における 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 災害時においては、一時的に介護報酬における基準・要件を満たすことができなくなる場合等が想定されるが、この場合において、当該基準・要件について、柔軟な取扱いを可能としてきており、これまでの主な取扱いは以下のとおり。

1. 各サービス共通事項

- サービス事業所が被災したことにより、一時的に介護報酬における基準・要件を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能
- 避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者等に対して居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬を算定可
- 避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、静養室等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求可
- 認知症専門ケア加算、移行支援加算、中重度者ケア体制加算、事業所評価加算等の加算の算定要件について、災害等やむを得ない事情により利用者等の受入れ等を行った事業所については、要件の算出の際に当該利用者等を除外することが可
- 介護職員処遇改善加算等について、被災したことにより当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる場合等は、柔軟な取扱いが可

2. 訪問介護に関する事項

- 訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員（介護職員初任者研修修了者）を代わりに従事させるときに、通常求められる届出について、届出時期の猶予等の柔軟な運用が可。

3. 施設サービスに関する事項

- 避難前の施設等においてユニットケアを受けていた利用者が、避難先の施設において従来型個室などの環境でサービスを受けている場合、避難前の施設等において提供していたサービスを継続して提供していると判断できるときは、従来の算定区分による請求が可
- 避難者を受け入れて入所させた施設において、ユニット型個室として利用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアを継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者、避難者の双方について、ユニット型個室の区分で請求が可

4. その他の事項

<居宅介護支援について>

- 介護支援専門員がやむを得ず一時的に40件以上の利用者を担当することになった場合においては、40件以上の部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可

<福祉用具貸与・特定福祉用具販売について>

- 被災前に使用していた（特定）福祉用具が滅失又は破損した場合、再度、貸与（保険給付）を行うことが可

介護報酬等の臨時的な取扱いを示した災害について(平成30年度以降)

○ 平成30年度以降、介護報酬等の臨時的な取扱いを示した災害は以下のとおり。

年度	時期	災害の内容	主な災害発生地域
平成30年度	6月	平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府
	7月	平成30年7月豪雨	西日本
	9月	平成30年北海道胆振東部地震	北海道
令和元年度	9月	令和元年台風第15号に伴う災害	千葉県
	10月	令和元年台風第19号に伴う災害	東日本
令和2年度	7月	令和2年7月豪雨	九州
令和4年度	8月	令和4年8月豪雨	東北・北陸
	9月	令和4年台風第14号に伴う災害	全国
	10月	令和4年台風第15号に伴う災害	全国
令和5年度	5月	令和5年石川県能登地方地震	石川県
	6月	令和5年台風第2号	全国
	6月	令和5年6月豪雨	山口県
	7月	令和5年7月豪雨	全国

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

1. 概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション 等
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人 等

5. 補助率

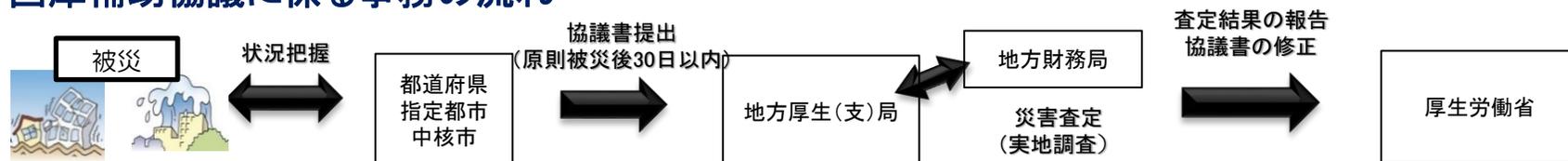
◇特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合：国1/2、都道府県・政令市・中核市1/4、事業者1/4

※ 施設種類によって異なる

※ 激甚災害法が指定され、被災施設所在都道府県・政令市・中核市が以下の要件に該当する場合は、特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を引き上げ（国・都道府県等5/6、事業者1/6）

- ・被災施設（復旧費用が60万円以上の施設）が当該都道府県・政令市・中核市の施設数の1/10以上
- ・当該都道府県・政令市・中核市の1施設当たりの平均復旧費用が80万円以上

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。

1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
2. 補助率 定額補助
(介護保険サービス・施設ごとに定める額)
3. 補助対象 災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
(対象となる事業所・施設等は右のとおり)
4. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車輛（訪問、送迎、移送用）
 - ・ 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要となる初度経費

(対象となる介護保険サービス・施設)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

【予算科目】

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

※介護サービス事業者等の「等」は居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを指す。

※本補助金に係る予算は当初予算に計上されていないため、災害ごとに被害状況等を勘案し、別途予算措置等について検討する必要がある。

※東日本大震災分(社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金)については、東日本復興特別会計にて別途予算措置を行っている。

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。**

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院（令和6年度まで実施） 〔※上記施設種別（介護医療院を除く）のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く〕	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

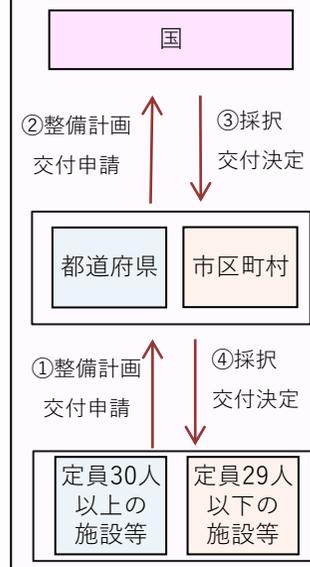
③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設

給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院			なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		なし		

補助の流れ



④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし

社会福祉施設等の耐災害性強化対策

概要 要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ③ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える
- ④ 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする

府省庁名：厚生労働省

①耐震化整備

◆中長期の目標

社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ。

昭和56年以前に建築された以下の施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する対策の実施数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約595箇所
 - ・障害児者関係施設 約280箇所
 - ・介護関係施設 約65箇所
 - ・その他関係施設 約84箇所
- 本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

②ブロック塀等改修整備

◆中長期の目標

安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ。

安全性に問題のあるブロック塀等を設置している施設における改修整備数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約385箇所
 - ・障害児者関係施設 約255箇所
 - ・介護関係施設 約820箇所
 - ・その他関係施設 約12箇所
- 本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

③水害対策強化

◆中長期の目標

要配慮者施設において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える。

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約45箇所
- ・障害児者関係施設 約470箇所
- ・介護関係施設 約1,175箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

④非常用自家発電設備整備

◆中長期の目標

非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。

非常用自家発電設備がなく、今後、整備予定のある施設における整備

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約5箇所
- ・障害児者関係施設 約495箇所
- ・介護関係施設 約2,350箇所
- ・その他関係施設 約7箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況
同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

地域医療介護総合確保基金

(災害レッドゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備事業(令和4年度創設))

災害対策のための移転建替の支援

⇒ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン※1に立地する老朽化等した広域型介護施設※2の「移転建替」にかかる整備費を支援する。

※1 災害レッドゾーン

- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地

※2 広域型介護施設(定員30名以上の下記施設)

- ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

※3 定員29人以下の介護施設については、従前より整備費の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。

(参考) 令和3年度以降の地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業分)の取扱い

- ・ 既存施設の移転建替について、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの」は従前より優先的な事業選定を求めているが、令和3年度以降、災害レッドゾーンからの移転改築整備については、最も重点的に取り組んでもらうこととする。
- ・ 施設の新規整備について、令和3年度以降、災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、原則補助の対象としないこと、また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすることとする。

地域医療介護総合確保基金

(災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の改築整備事業(令和5年度創設))

令和4年度より、一定の条件の下で、災害レッドゾーン^(※1)に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転建替にかかる整備費の支援を実施しているが、近年の激甚化する自然災害に対応するため、災害イエローゾーン^(※2)も対象地域に追加する。

※1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地

※2 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定に定める浸水の区域、津波災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域)のいずれかに該当する区域



補助対象施設等

◆災害イエローゾーンに所在する定員30名以上の広域型介護施設等^(※3※4)を補助対象とする。

※3 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、養護老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、一部地域における整備に限る。)

※4 定員29人以下の高齢者施設については、従前より基金による整備の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。

事業概要

◆対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかの広域型介護施設等の改築を行う事業を補助対象とする。

- ・建物新築工事契約時等から事業開始までのいずれかの時点では土砂災害警戒区域・浸水想定区域等の指定がなく、申請時点では土砂災害警戒区域・浸水想定区域等の浸水深1メートル以上に指定されている場合
- ・浸水想定区域等であって、建物新築工事契約時等から事業開始までのいずれかの時点では浸水深1メートル未満の区域であったが、申請時点では浸水1メートル以上となっている場合

◆整備内容

- ・原則、災害イエローゾーン外への移転改築整備を対象
- ・一定の条件^(※5)を満たす場合には、現地改築整備を対象

※5 ・災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、または、移転により、職員の確保が困難となるおそれが高いこと
・移転により、当該地域において必要な介護サービス量の確保が困難になり、将来にわたり充足される見込みがないこと
・改築する介護施設等に施設・設備上、避難上の対策が実施されていることに加え、非常災害対策計画等が適切に見直し・改定されていること 等



◆土砂災害警戒区域・浸水深1メートル以上の浸水想定区域等における新規整備について、やむを得ない事情^(※6)がある場合を除き、原則補助の対象外

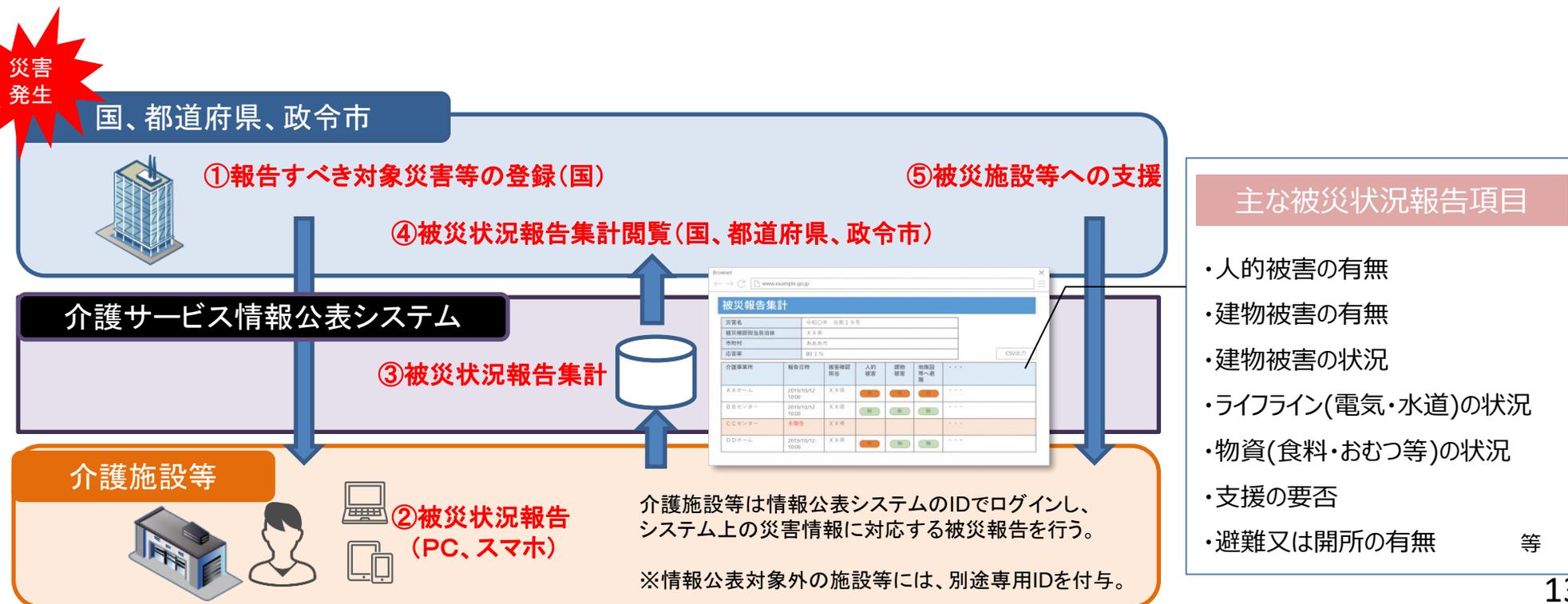
※6 日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、用地の取得困難であって、当該地域の必要な介護サービス量の確保が困難である場合 等

◆なお、災害イエローゾーン(浸水深1メートル未満の浸水想定区域等を含む)における新規整備をする場合は、高齢者施設等に施設・設備上、避難上の対策が実施されている等の要件を設ける。

介護施設等の災害時情報共有システム

- 「介護サービス情報公表システム」を活用し、介護施設等の災害時情報共有システムを構築。
- 災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげる。（令和3年9月から運用開始）

- **対象施設** 入所施設、居住系サービス事業所
(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 等)
- **実施主体** 国（運用・保守については、「介護サービス情報公表システム」全体の運用・保守を行う民間業者が実施。）
- **予算額** 「介護サービス情報公表システム」運用・保守等業務の予算額の内数（令和4年度から令和6年度までの運用・保守業務の契約済み）



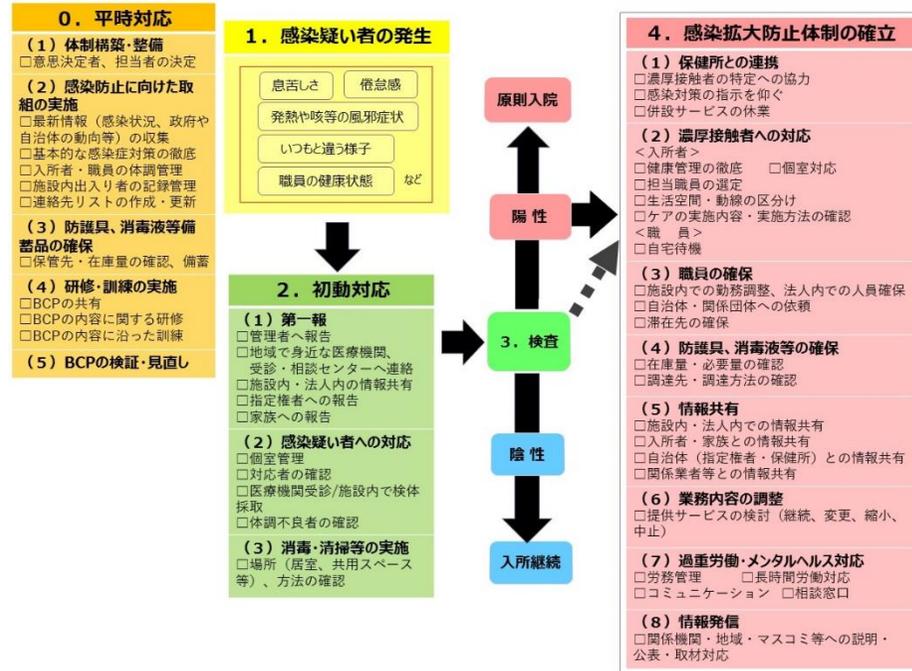
業務継続計画について

- 社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。
- また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められる。
- こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」(BCP)を策定することが有効であることから、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられている(令和3年4月から3年の経過措置期間(令和6年3月31日まで))。

《新型コロナウイルス感染症BCPの全体像》

《自然災害BCPの全体像》

新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応フローチャート(入所系)



自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート



感染症等の拡大防止等に係る介護事業所及び従事者に対する研修等支援事業

令和5年度当初予算額 50百万円（50百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護事業所は通常とは異なるサービス形態で、また、介護従事者においては感染者又は濃厚接触者となるリスクを抱えながら継続して介護サービスを提供する必要がある。
- 令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、一定の経過措置を設け、業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施等が義務づけられた。
- 多くの介護従事者は感染症や標準的な感染対策についての教育を受けているとは限らず、感染対策を行った上で事業継続ができるよう感染症対応力向上が必要であり、本事業では、介護従事者向けの研修（集団及び実地）の開催、介護事業所におけるBCP作成支援等を行う。また、事業所・施設内での研修の実施に活用できる、eラーニング（「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」の配信）を実施する。

2 事業の概要・実施主体等

所要額

- 介護従事者向けの研修、eラーニング等の実施

要介護認定調査委託費：50,000千円（50,000千円）（+ 0千円）

事業スキーム（実施主体、対象者、補助率等）



3 スキーム

【事業者・従事者への支援】



【事業所への支援】



成果目標

本事業を通じ、介護事業所及び介護従事者の感染対策力等の向上を図り、安定した事業基盤の整備に繋がり事業継続が可能となる。

4 過去の事業実績

- 事業者・従事者への支援
 - ・令和3年度 410事業所
 - ・令和4年度 179事業所
- 事業所への支援（オンライン研修）
 - ・令和3年度 12,556事業所
 - ・令和4年度 24,081事業所

1. 業務継続に向けた取組の強化等の概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

1. ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

概要・算定要件

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。
 - ア より小さい規模区分がある大規模型について、**事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができる**こととする。【通知改正】
 - イ 延べ利用者数の減が生じた月の実績が**前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合**、3か月間（※2）、基本報酬の**3%の加算**を行う（※3）。【告示改正】
- 現下の新型コロナウイルス感染症の影響**による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、**年度当初から即時的に対応**を行う。

- ※1 ア・イともに、利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。
- ※2 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。
- ※3 加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

単位数

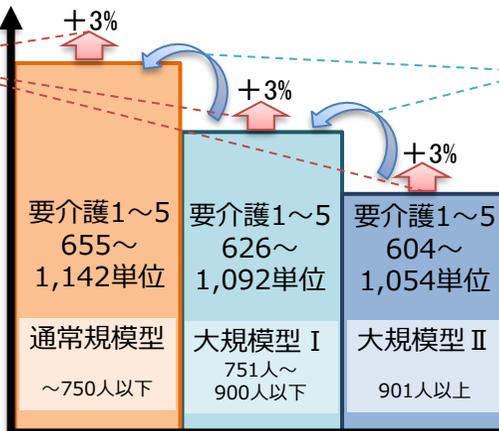
- < 現行 > < 改定後 >
- なし → ア 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰについて、通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬
 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅱについて、通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は通常規模型の基本報酬
 イ 基本報酬の100分の3の加算（新設）

【通所介護の場合】

(7時間以上8時間未満の場合) 単位

同一規模区分内で減少した場合の加算

- 利用者減の月の実績が、前年度の平均延べ利用者数等から5%以上減少している場合に、基本報酬の3%の加算を算定可能。



(※) 「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。

規模区分の変更の特例

- 利用者減がある場合、前年度の平均延べ利用者数ではなく、利用者減の月の実績を基礎とし、
 - ・大規模型Ⅰは通常規模型
 - ・大規模型Ⅱは大規模型Ⅰ又は通常規模型
 を算定可能。

(注) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(令和2年6月1日事務連絡)で示している請求単位数の特例は、上記の対応が実施されるまでの間とする。

1. 業務継続に向けた取組の強化等の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容



3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

業務継続に向けた取組の強化等に関連する意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会) 抜粋

(感染症や災害への対応力強化)

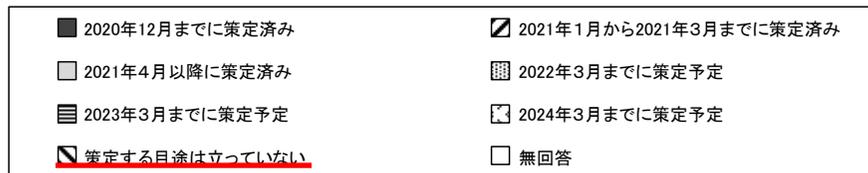
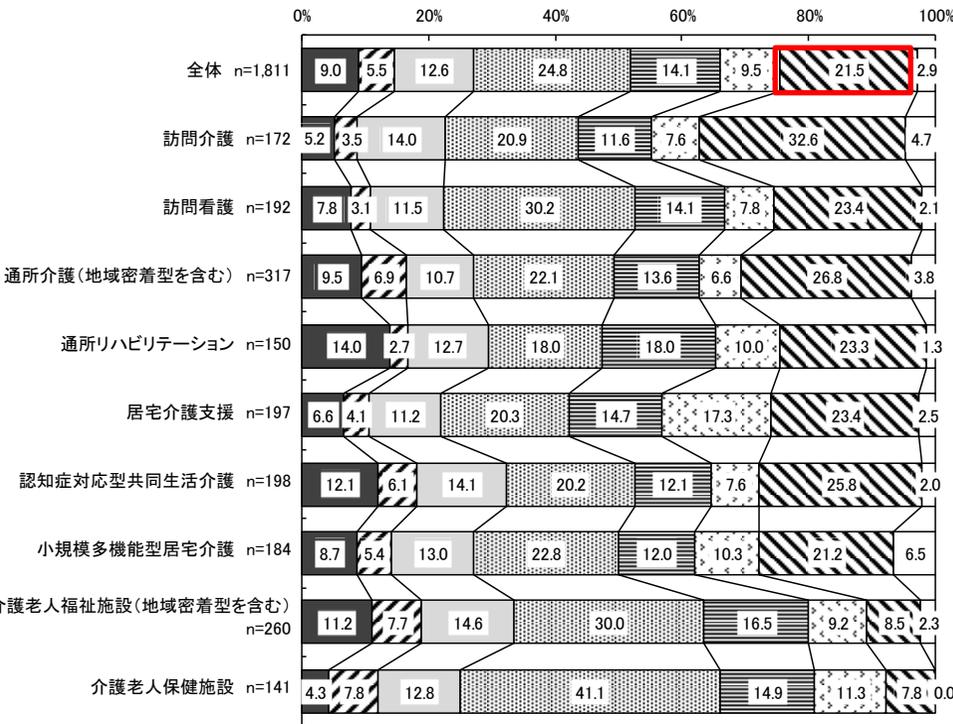
○ 感染症対策や業務継続に向けた取組について、事業者の対応状況や有効性等を把握し、感染症や災害が発生しても地域において必要なサービスを継続的に提供していくために有効な方策を、引き続き検討していくべきである。

また、通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応について、その実施状況や効果を検証し、必要な見直しなどの対応を検討するべきである。

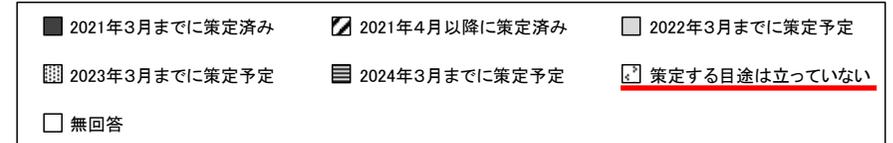
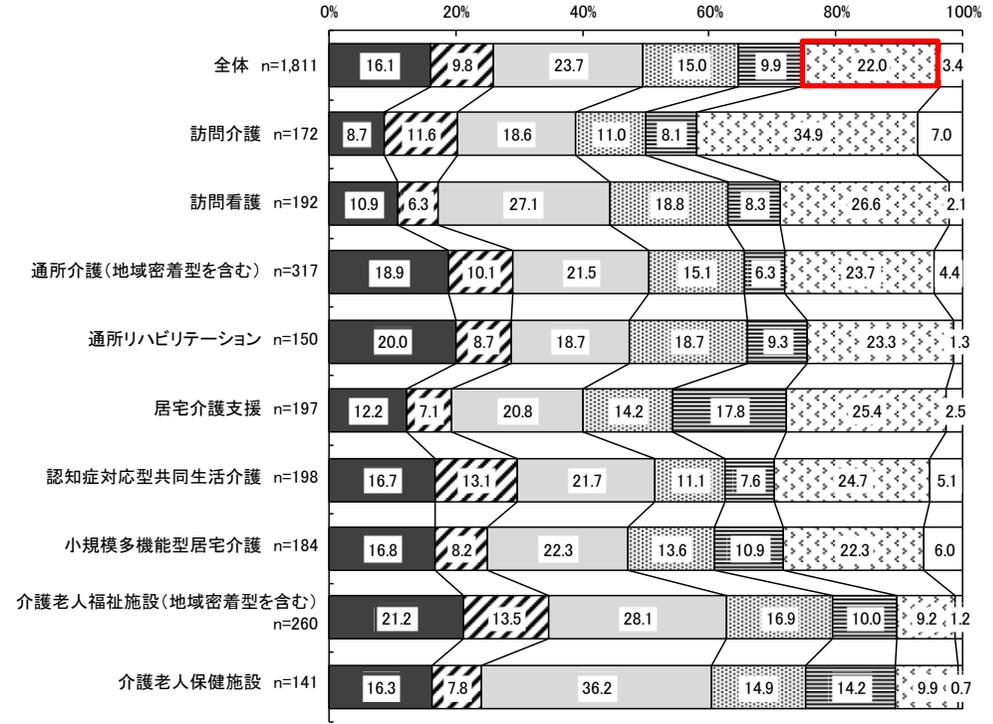
業務継続計画の策定状況(令和3年度調査)

○ 令和3年度調査において、業務継続計画策定の目途が立っていない割合は、感染症では「21.5%」、自然災害では「22.0%」であった。

■ 感染症BCPの策定状況



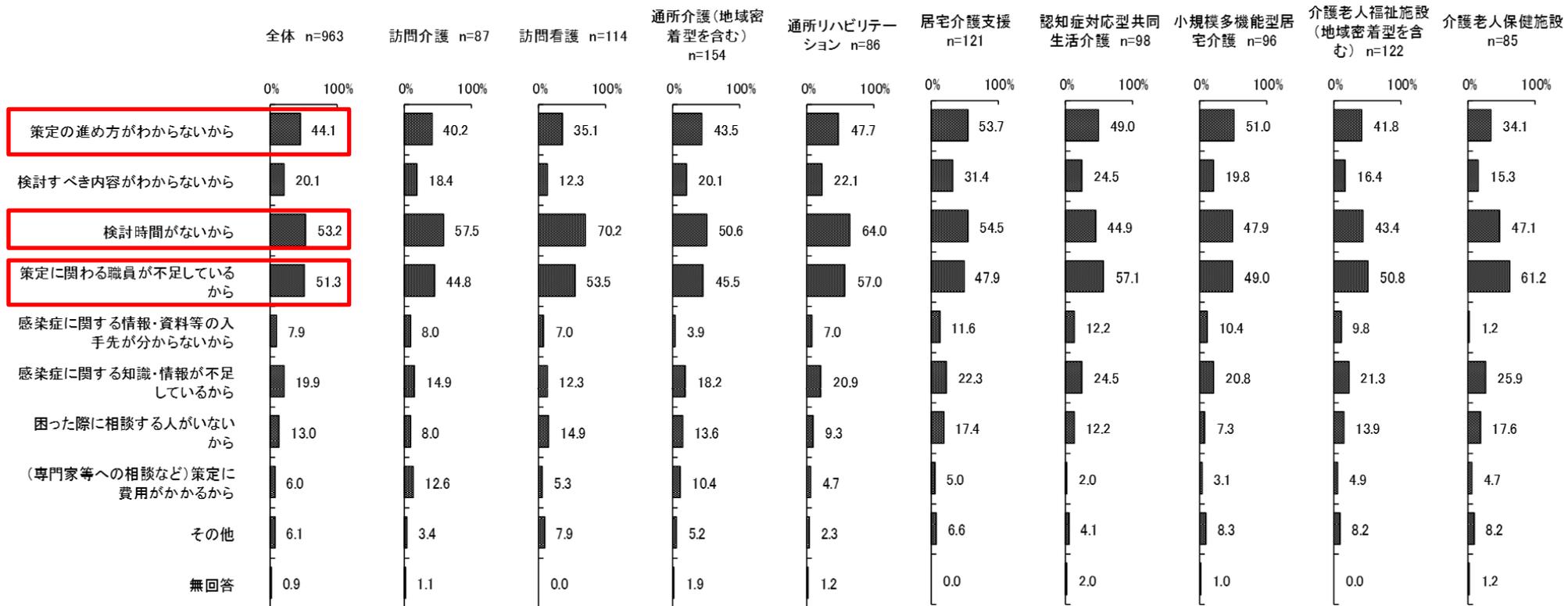
■ 自然災害BCPの策定状況



業務継続計画の策定が困難な理由①(令和3年度調査)

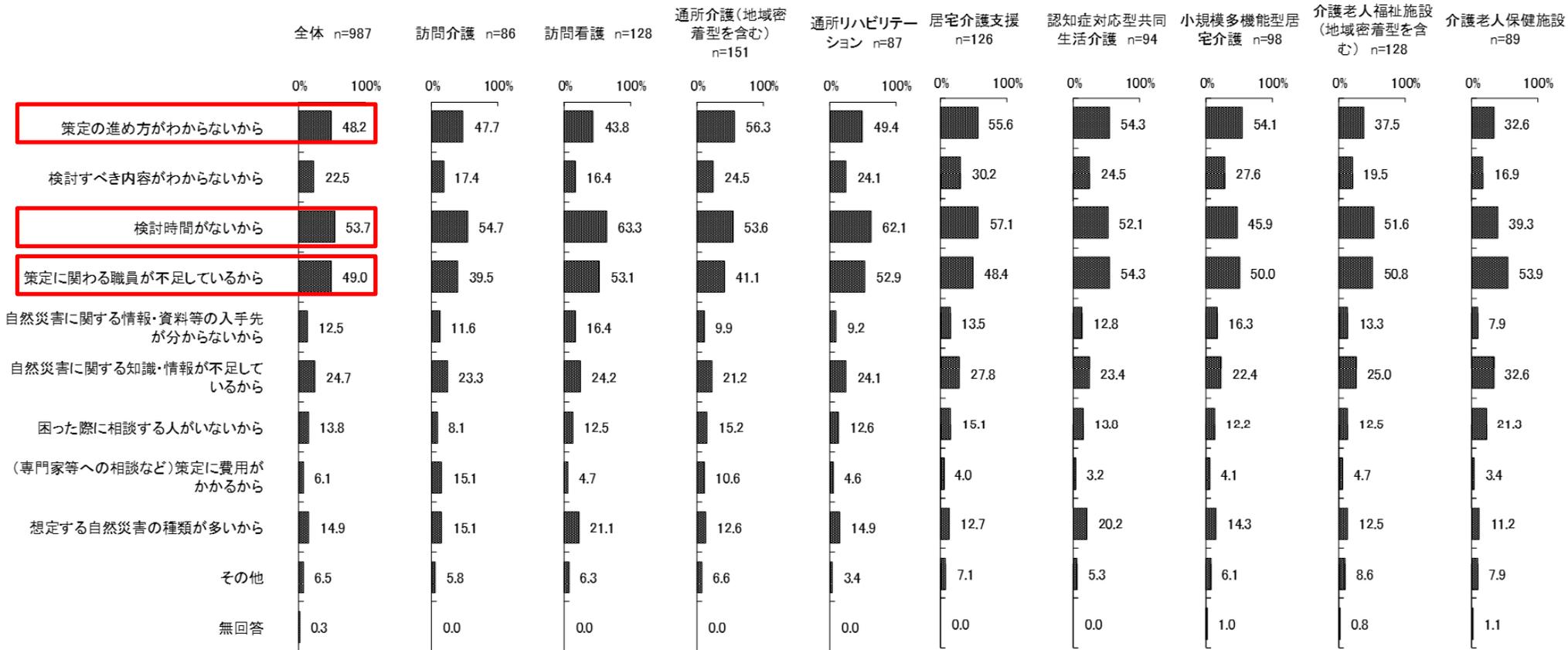
○ 令和3年度調査において、業務継続計画の策定を難しいと感じている主な理由としては、「検討時間がない」、「職員が不足」、「進め方がわからない」であった。

■ 感染症BCPの策定を難しいと感じている理由



業務継続計画の策定が困難な理由②(令和3年度調査)

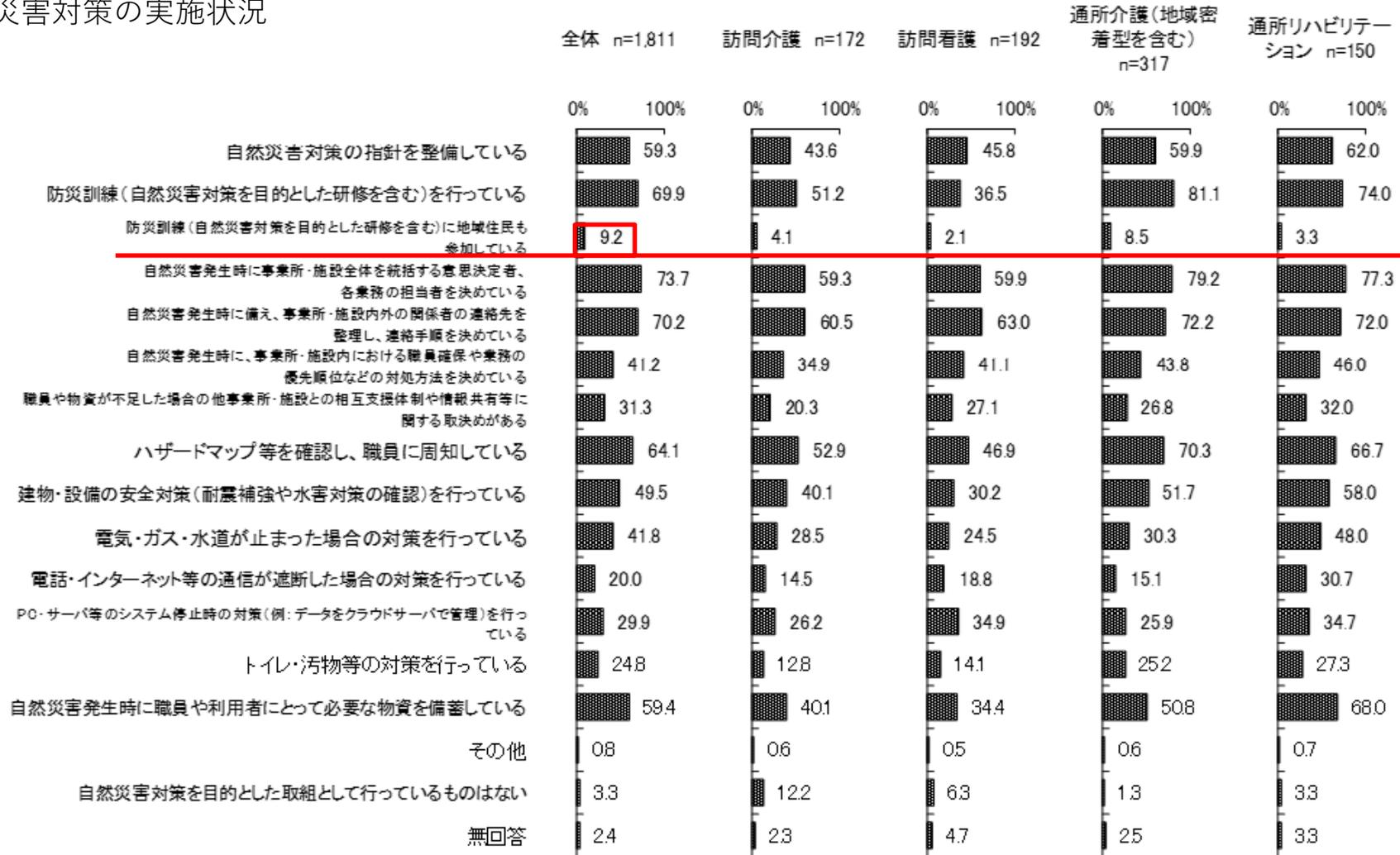
■ 自然災害BCPの策定を難しいと感じている理由



防災訓練における地域住民の参加状況①(令和3年度調査)

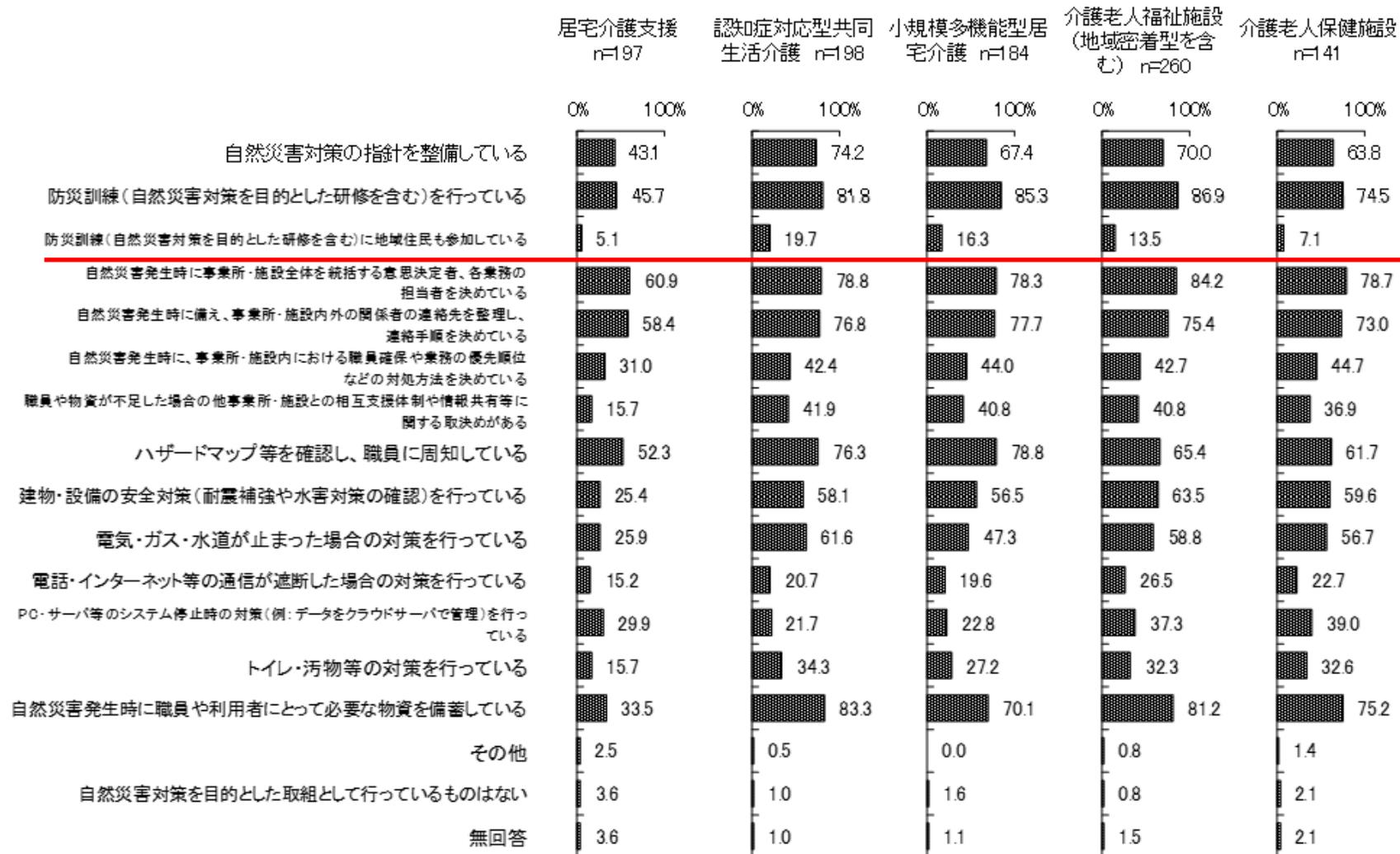
○ 令和3年度調査において、防災訓練に地域住民が参加している割合は「9.2%」であった。

■ 自然災害対策の実施状況



令和3年度老人保健健康増進等事業「感染症対策や業務継続に向けた事業者の取組等に係る調査研究事業」

防災訓練における地域住民の参加状況②(令和3年度調査)



令和3年度老人保健健康増進等事業「感染症対策や業務継続に向けた事業者の取組等に係る調査研究事業」

第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(案)における対応

基本指針の構成について

※ 第107回社会保障審議会介護保険部会(令和5年7月10日)資料1-1における感染症に関する事項を抜粋し、一部加工。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項	見直しの方針案
十四 災害・感染症対策に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症法等の規定も踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部局・関係機関と連携することが重要である旨追記。 ●業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。

市町村	都道府県	見直しの方針案
9 市町村独自事業に関する事項		
(一)保健福祉事業に関する事項		
(二)市町村特別給付に関する事項		
(三)一般会計に関する事項		
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	■項目削除。【市・県】
11 災害に対する備えの検討	9 災害に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市・県】
12 感染症に対する備えの検討	10 感染症に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市・県】

介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業（改定検証）

実査期間：令和5年7月24日～8月10日

(1) 調査目的

本調査は、介護サービス事業者等に対し、感染症対策や災害対策の強化、及び感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組状況について、また、各種会議等におけるICT活用状況についての実態把握を目的に行う。その上で、令和3年度改定の効果検証を行うとともに、感染症や災害への更なる対応力強化や各種会議等におけるICTの更なる活用に向けた検討に資する基礎資料の作成を目的とした調査を行う。

(2) 調査客体

- 事業所向けアンケート調査 全介護保険サービス施設・事業所より抽出した10,000施設・事業所
- 事業所向けヒアリング調査 20施設・事業所以上
- 都道府県・市町村向けアンケート調査 全都道府県・市町村 悉皆

(3) 主な調査項目

- 事業所向けアンケート調査
 - ・感染症及び災害対策(感染症及び災害対策への取組状況や課題)
 - ・災害・感染症発生時の業務継続計画(BCP)に係る取組(業務継続計画(BCP)の策定状況や課題)
 - ・会議や業務の場面におけるICTの活用(ICTの導入・活用の状況)
- 事業所向けヒアリング調査
 - ・感染症対策や災害対策の取組及び業務継続計画(BCP)を策定したことによる研修や訓練、職員の意識や非常時具体的な対応等への影響等についてより詳細な分析を実施
- 都道府県・市町村向けアンケート調査
 - ・感染症及び災害対策強化(業務継続計画(BCP)の策定(事業所向けの支援の状況・自治体が主催する訓練の状況等)
 - ・会議や業務の場面におけるICTの活用(事業所向けの支援の状況・効果、自治体のICT導入の状況)

1. 業務継続に向けた取組の強化等の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
- ▶ 4. 現状と課題及び論点

現状と課題

<現状と課題>

- 介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であり、介護報酬や運営基準等による対応、予算事業による対応等を組み合わせ、総合的に取組を進めてきているところ。

【平時】

- 非常災害対策として、運営基準においては、訪問系サービスを除く全てのサービスで非常災害に関する具体的計画の策定等が義務付けられているほか、訓練に当たっての地域住民との連携の努力義務が設けられている。
- 施設整備については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、高齢者施設等の防災・減災対策を支援するため、耐震化、水害対策及び非常用自家発電・給水設備の整備等を進めている。また、地域医療介護総合確保基金を活用した、災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等を進めている。
- 業務継続計画については、令和3年度報酬改定において、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が3年間の経過措置期間を設けたうえで義務付けられており、厚生労働省として、全てのサービス類型を対象に事業継続計画に関するガイドラインを作成し、業務継続計画のひな形と併せて、ホームページに掲載するなどの支援を実施している。
- なお、令和3年度調査において、業務継続計画策定の目途が立っていない割合は、感染症で「21.5%」、自然災害では「22.0%」、また、防災訓練に地域住民が参加している割合は「9.2%」となっている。

※今年度の改定検証において、業務継続計画の策定状況、防災訓練の実施状況及び都道府県等の支援状況を把握することとしている。

現状と課題及び論点

<現状と課題>

【災害発生時】

- 災害復旧費補助金により、災害復旧に要する費用について支援を行うとともに、介護報酬の臨時的な取扱いを可能としている。
- 具体的には、平成30年度以降、13回、臨時的な取扱いの対象となった災害があったが、その際には、被災により一時的に人員基準等を満たせなくなる場合や、避難所等で生活している者に居宅サービスを提供した場合、被災した要介護高齢者の受入れにより高齢者施設等で人員超過等した場合に柔軟な取扱いを可能とするなど、臨時的な取扱いを行ったところ。

<論点>

- 各事業所において、災害や感染症が発生した場合でも業務を継続していくための業務継続計画の策定、見直しを確実に進めていくという観点から、どのような方策が考えられるか。
- また、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加を推進するため、どのような方策が考えられるか。